

安房地域水道事業の統合・広域化

～令和8年4月1日より安房郡市広域市町村圏事務組合水道部となります～

三芳水道企業団と南房総市・鴨川市・鋸南町では、水道事業の安定した経営体制を構築し、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給することを目的に、水道事業の統合・広域化に関する協議を進め、令和7年3月に、「安房地域水道事業の統合・広域化に関する基本協定」を締結しました。

令和8年4月1日からは、安房郡市広域市町村圏事務組合水道部として皆さまに水道水をお届けすることになります。

お問い合わせ先や変更内容・・・令和8年4月1日（統合後）から

注：現在の三芳水道企業団給水区域（館山市、富浦・三芳地区）

内容	問い合わせ先や変更内容																																					
●水道料金の支払い (支払い方法の変更はありません。) ●水道料金に関するお問い合わせ ●水道の使用開始、中止の申し込み ●水道の使用者、名義変更等の申し込み ●検針に関するお問い合わせ	ヴェオリア・ジェネッツ（株） 館山 お客さまセンター 館山市北条1 1 4 5－1 館山市役所内 ※電話番号は変更となる予定です。 現時点では確定しておりませんので、後日、お知らせいたします。																																					
●給水申込納付金（加入者負担金） 水道を新しく引いたり、給水管（水道メーター）の口径を大きくする等の場合は、需要者から工事費とは別に「給水申込納付金」を徴収しています。 ※統合後より、「加入者負担金」は「給水申込納付金」という名称に変更となります。	<table><tr><td rowspan="9">口径</td><td>13mm</td><td>82,500円 (税抜き75,000円)</td><td>⇒</td><td>110,000円 (税抜き100,000円)</td></tr><tr><td>20mm</td><td>220,000円 (税抜き200,000円)</td><td>⇒</td><td>264,000円 (税抜き240,000円)</td></tr><tr><td>25mm</td><td>363,000円 (税抜き330,000円)</td><td>⇒</td><td>407,000円 (税抜き370,000円)</td></tr><tr><td>30mm</td><td>517,000円 (税抜き470,000円)</td><td>⇒</td><td>583,000円 (税抜き530,000円)</td></tr><tr><td>40mm</td><td colspan="3">1,100,000円 (税抜き1,000,000円)</td></tr><tr><td>50mm</td><td colspan="3">1,650,000円 (税抜き1,500,000円)</td></tr><tr><td>75mm</td><td>4,125,000円 (税抜き3,750,000円)</td><td>⇒</td><td>4,180,000円 (税抜き3,800,000円)</td></tr><tr><td>100mm</td><td>7,007,000円 (税抜き6,370,000円)</td><td>⇒</td><td>7,150,000円 (税抜き6,500,000円)</td></tr><tr><td>150mm</td><td colspan="3">15,345,000円 (税抜き13,950,000円)</td></tr></table>	口径	13mm	82,500円 (税抜き75,000円)	⇒	110,000円 (税抜き100,000円)	20mm	220,000円 (税抜き200,000円)	⇒	264,000円 (税抜き240,000円)	25mm	363,000円 (税抜き330,000円)	⇒	407,000円 (税抜き370,000円)	30mm	517,000円 (税抜き470,000円)	⇒	583,000円 (税抜き530,000円)	40mm	1,100,000円 (税抜き1,000,000円)			50mm	1,650,000円 (税抜き1,500,000円)			75mm	4,125,000円 (税抜き3,750,000円)	⇒	4,180,000円 (税抜き3,800,000円)	100mm	7,007,000円 (税抜き6,370,000円)	⇒	7,150,000円 (税抜き6,500,000円)	150mm	15,345,000円 (税抜き13,950,000円)		
口径	13mm		82,500円 (税抜き75,000円)	⇒	110,000円 (税抜き100,000円)																																	
	20mm		220,000円 (税抜き200,000円)	⇒	264,000円 (税抜き240,000円)																																	
	25mm		363,000円 (税抜き330,000円)	⇒	407,000円 (税抜き370,000円)																																	
	30mm		517,000円 (税抜き470,000円)	⇒	583,000円 (税抜き530,000円)																																	
	40mm		1,100,000円 (税抜き1,000,000円)																																			
	50mm		1,650,000円 (税抜き1,500,000円)																																			
	75mm		4,125,000円 (税抜き3,750,000円)	⇒	4,180,000円 (税抜き3,800,000円)																																	
	100mm		7,007,000円 (税抜き6,370,000円)	⇒	7,150,000円 (税抜き6,500,000円)																																	
	150mm	15,345,000円 (税抜き13,950,000円)																																				

●開閉栓手数料（使用者変更含む） 使用を中止している給水装置を再開する場合。 ※使用者を変更する際にも手数料がかかります。（使用を中止する際には手数料はかかりません。）	<table><tr><td>開栓手数料 （使用者変更含む）</td><td>2,200円 （税抜き2,000円）</td><td>⇒</td><td>4,400円 （税抜き4,000円）</td></tr><tr><td>閉栓手数料</td><td>－</td><td>⇒</td><td>－</td></tr></table>	開栓手数料 （使用者変更含む）	2,200円 （税抜き2,000円）	⇒	4,400円 （税抜き4,000円）	閉栓手数料	－	⇒	－		
開栓手数料 （使用者変更含む）	2,200円 （税抜き2,000円）	⇒	4,400円 （税抜き4,000円）								
閉栓手数料	－	⇒	－								
●その他各種手数料（単位：1件につき）	<table><tr><td>設計審査手数料</td><td>2,000円（非課税）</td></tr><tr><td>工事検査手数料</td><td>4,000円（非課税）</td></tr><tr><td>指定給水装置工事 事業者登録手数料</td><td>20,000円（非課税）</td></tr><tr><td>指定給水装置工事 事業者更新手数料</td><td>15,000円（非課税）</td></tr><tr><td>各種証明手数料</td><td>350円（非課税）</td></tr></table>	設計審査手数料	2,000円（非課税）	工事検査手数料	4,000円（非課税）	指定給水装置工事 事業者登録手数料	20,000円（非課税）	指定給水装置工事 事業者更新手数料	15,000円（非課税）	各種証明手数料	350円（非課税）
設計審査手数料	2,000円（非課税）										
工事検査手数料	4,000円（非課税）										
指定給水装置工事 事業者登録手数料	20,000円（非課税）										
指定給水装置工事 事業者更新手数料	15,000円（非課税）										
各種証明手数料	350円（非課税）										
●申込書等の様式について	給水契約申込書・給水契約解除届・使用者（所有者）変更届については、変更となる予定です。 なお、3月31日までの提出分については、これまで使用していた様式をそのままご利用下さい。ご希望日の2営業日前までにお手続きが必要になります。 ※3月から4月にかけて各種届出の集中により対応や確認にお時間を要することが予想されます。円滑な事務処理のため、該当する届出がございましたら、可能な限り余裕をもって、ご提出くださいますようお願いいたします。										
●水道料金について	統合に伴う水道料金の改定はございません。										

★調整の状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ
三芳水道企業団 業務係 0470-22-3782